



県章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
8月2日
第26号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例による指定保管業者の地位の承継（琵琶湖保全再生課） 1

解除予定保安林の通知（森林保全課） 1

救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院（医療政策課） 2

児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課） 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（障害福祉課） 2

滋賀県農業技術振興センターの農産物の荒茶販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（農業経営課） ... 2

滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（農業経営課） 3

彦根港船舶揚降施設使用料の徴収事務の委託（流域政策局） 3

長浜港港湾施設使用料の徴収事務の委託（流域政策局） 3

○ 公 告

林業種苗生産事業者講習会開催公告（森林保全課） 3

令和元年度クリーニング師試験実施公告（生活衛生課） 4

第48回採石業務管理者試験実施公告（モノづくり振興課） 5

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（東近江） 6

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（高島） 6

告 示

滋賀県告示第112号

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成14年滋賀県条例第52号）第15条の2第2項の指定保管業者として指定した者のうち、次の者について、地位の承継に伴い指定保管業者の名称等の変更があった。

令和元年8月2日

滋賀県知事 三日月 大造

承継人である指定保管業者の氏名または名称	承継人である指定保管業者の住所または主たる事務所の所在地	被承継人である指定保管業者の氏名または名称	被承継人である指定保管業者の住所または主たる事務所の所在地	変更年月日
セイレイ興産株式会社	大阪府大阪市北区茶屋町1番32号	オリックス・ファシリティーズ株式会社	京都府京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99番地	平成31. 4. 1

滋賀県告示第113号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年8月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 解除に係る保安林の所在場所
 - (1) 大津市平野二丁目字大塚503-1（次の図に示す部分に限る。）、上田上中野町字西山755（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 草津市笠山七丁目字新池84・86-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、86-2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第114号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和元年8月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
医療法人マキノ病院	医療法人マキノ病院	高島市マキノ町新保1097番地	令和4.7.29

滋賀県告示第115号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和元年8月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
こぼんはうすさくら彦根教室	彦根市正法寺町78番地	スターデンホーム株式会社	彦根市平田町816番地16	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和1.8.1	2550200261
放課後等デイサービス事業所ビッグライフ	守山市守山六丁目8番60号	一般社団法人ビッグライフ	守山市守山六丁目8番60号	放課後等デイサービス	令和1.8.1	2550700278
児童デイサービスLuana	甲賀市水口町東名坂213	合同会社ホッとスペースひまわり	甲賀市水口町東名坂212番1	放課後等デイサービス	令和1.8.1	2551400191

滋賀県告示第116号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和元年8月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
就労支援事業所ビッグライフ	守山市守山六丁目8-60	一般社団法人ビッグライフ	守山市守山六丁目8-60	就労継続支援B型	2510700467	令和1.7.31

滋賀県告示第117号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、滋賀県農業技術振興センターの農産物の荒茶販売に係る物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年8月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 全国農業協同組合連合会滋賀県本部 大津市京町四丁目3番38号
- 2 委託事務の内容 滋賀県農業技術振興センターの農産物の荒茶販売に係る物品売払代金の徴収事務
- 3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第118号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年8月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 丸一八日市綜合青果株式会社 東近江市市辺町2533番地
株式会社オーミ青果 彦根市安食中町327番地
- 2 委託事務の内容 滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務
- 3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第119号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、彦根港船舶揚降施設使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年8月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 有限会社小栗鉄工所 彦根市松原二丁目2番19号
- 2 委託事務の内容 彦根港船舶揚降施設使用料の徴収事務
- 3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第120号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、長浜港港湾施設使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年8月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 東和警備保障株式会社 草津市西渋川一丁目11番3号
- 2 委託事務の内容 長浜港港湾施設使用料の徴収事務
- 3 委託期間 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

公 告**林業種苗生産事業者講習会開催公告**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和元年8月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 講習会の日時および場所
 - (1) 日時 令和元年8月28日（水）午前8時40分から午後4時20分まで
 - (2) 場所 林業普及センター2階会議室（野州市北桜978-95）
- 2 講習内容および講習時間
 - (1) 種苗に関する法令 2時間

(2) 苗の産地および系統に関する事項 2時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

なお、講習会において、「講習会テキスト 林業種苗の生産・配布に必要な知識（全国山林種苗協同組合連合会 平成22年4月発行）」を使用するので、各自持参すること。

3 講習対象者 林業種苗生産事業者の登録を受けようとする者またはその従事者

4 申込書配布 令和元年8月6日(火)から令和元年8月21日(水)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）、滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および各森林整備事務所（高島支所を含む。）で配布する。

※ 申込書は、県ホームページからダウンロードして使用できます。

5 受講の申込み 受講を希望する者は、講習会の開催日の7日前までに、林業種苗生産事業者講習会申込書に必要事項を記載して、各森林整備事務所（高島支所を含む。）に申し込むこと。

6 申込み受付時間 午前8時30分から午後5時まで

7 受講手数料 14,000円

滋賀県収入証紙を申込書に貼付することによって納付すること。なお、納付した受講手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。

8 講習会修了証明書の交付 講習会の課程を修了した者に対して、林業種苗生産事業者講習会修了証明書を交付する。

9 連絡先 滋賀県琵琶湖環境部森林保全課 電話 077-528-3935

令和元年度クリーニング師試験実施公告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、令和元年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和元年8月2日

滋賀県知事 三日月 大造

1 試験日時および場所

日時 令和元年11月20日(水)午前10時から（試験予備日：令和元年11月21日(木)）

場所 滋賀県大津合同庁舎 大津市松本一丁目2-1

2 試験科目

学 科 試 験	実 技 試 験
衛生法規に関する知識 公衆衛生に関する知識 洗たく物の処理に関する知識	洗たく物の処理に関する技能

3 受験資格 次のいずれかに該当する者が受験できる。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

(2) クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書（県所定のもの）

イ 履歴書（県所定のもの）

ウ 受験者が3に掲げる受験資格を有することを証する書類

卒業証書等の写しにあっては、原本も持参すること。

なお、卒業証書等に記載された氏名が現氏名と異なる場合は、戸籍抄本等（出願日前6か月以内のもの）を持参すること。

エ 写真（縦6センチメートル、横4センチメートル、脱帽、正面上半身の写真で出願日前6か月以内に撮影したものとし、その裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの）

(2) 受験手数料 7,800円（滋賀県収入証紙による。）

(3) 受験願書の提出期間 令和元年9月30日(月)から令和元年10月4日(金)までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、原則として、本人または代理人が持参すること。

なお、郵送の場合は、令和元年10月3日(木)の消印のあるものまでを有効とする。

(4) 受験願書の提出先

- ア 持参の場合 県内において居住し、または就業している者は、その住所地または就業地を所管する各健康福祉事務所（各保健所）または大津市保健所に提出すること。これ以外の者は、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課に提出すること。
- イ 郵送の場合 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課に提出すること。
- (5) 受験願書等の交付 各健康福祉事務所（各保健所）、大津市保健所および滋賀県健康医療福祉部生活衛生課において交付する。また、滋賀県のホームページからダウンロードすることもできる。
- 5 合格発表 令和元年12月13日（金）午前9時から1か月間、県庁前掲示板、各合同庁舎（大津合同庁舎および木之本合同庁舎を除く。）の行政情報コーナー、各健康福祉事務所（各保健所）および大津市保健所に合格者の受験番号を掲示する。また、滋賀県のホームページにも合格者の受験番号を掲載する。
- なお、電話による問合せには、応じない。
- 6 試験結果の開示 滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）第25条第1項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより本人に限り行うことができる。
- (1) 期間 令和元年12月13日（金）から令和2年1月10日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日および令和元年12月29日（日）から令和2年1月3日（金）までの日を除く。）
- (2) 時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 場所 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館2階
- (4) 持参するもの クリーニング師試験受験票
- (5) 開示する内容 科目別得点および総合得点
- (6) その他
- ア 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。
- イ 電話による問合せには、応じない。
- 7 問合せ先
- 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3641
- 滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）生活衛生係 草津市草津三丁目14-75 電話 077-562-3549
- 滋賀県甲賀健康福祉事務所（甲賀保健所）生活衛生係 甲賀市水口町水口6200 電話 0748-63-6149
- 滋賀県東近江健康福祉事務所（東近江保健所）生活衛生係 東近江市八日市緑町8-22 電話 0748-22-1266
- 滋賀県湖東健康福祉事務所（彦根保健所）生活衛生係 彦根市和田町41 電話 0749-21-0284
- 滋賀県湖北健康福祉事務所（長浜保健所）生活衛生係 長浜市平方町1152-2 電話 0749-65-6664
- 滋賀県高島健康福祉事務所（高島保健所）地域保健福祉・衛生係 高島市今津町今津448-45 電話 0740-22-3552
- 大津市保健所保健総務課 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階 電話 077-522-6756

第48回採石業務管理者試験実施公告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、第48回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。
令和元年8月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 試験日時 令和元年10月11日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験場所 滋賀県庁東館7階大会議室（大津市京町四丁目1番1号）
- 3 試験科目
- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土および廃石の堆積ならびに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 4 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問（全問必須問題）および技術問題15問（5問の必須問題および10問から5問を選択して解答する選択問題）とする。
- 5 願書配布 令和元年8月30日（金）から滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課および各合同庁舎（滋賀県総務部総務事務・厚生課南部総務経理係、甲賀総務経理係、東近江総務経理係、湖東総務経理係、湖北総務経理係、高島総務経理係）で配布する。
- ※ 願書は、県ホームページからダウンロードすることも可能とする（<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302869/104052.html>）。
- 6 願書受付期間 令和元年8月30日（金）から令和元年9月27日（金）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の

午前8時30分から午後5時15分まで

郵送の場合は、令和元年9月27日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

なお、令和元年10月4日（金）までに受験票が届かない場合は、7に示す問合せ先まで問い合わせること。

7 願書受付場所および問合せ先 滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3791

8 提出書類

(1) 受験願書 1通

(2) 受験整理票 1通

写真貼付欄に出願前6か月以内に撮影した手札サイズ（縦12センチメートル、横9センチメートル）の正面上半身脱帽時の写真を貼付すること（写真の裏面には氏名を記載すること。）。

(3) 受験票 1通

住所欄および氏名欄を記入すること。受験票は手続完了後に郵送するので、あらかじめ出願者の宛名を記入の上、63円切手を貼付して提出すること。

※ 受験票を県ホームページからダウンロードして使用する場合は、所定の欄に記入の上、該当部分を切り取り、通常はがき裏面にのり付けをして提出すること。

※ 62円の郵便はがきを使用する際は1円切手を追加でのり付けし、63円分とすること。

9 受験手数料 8,000円

滋賀県収入証紙を受験願書に貼付することによって納付すること。なお、納付した受験手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。

10 合格発表 令和元年10月31日（木）に県庁前掲示板に掲示するほか、本人宛てに通知する。

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年8月2日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問介護事業所まごころ	東近江市東沖野二丁目4-3	株式会社まごころ 代表取締役 上田裕康	甲賀市水口町山3398番地41	訪問介護	令和1.8.1	2570501292

滋賀県高島健康福祉事務所告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年8月2日

滋賀県高島健康福祉事務所長 井 下 英 二

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
リハビリ訪問看護ステーションWalk	高島市安曇川町西万木189-3花寿文化教室1F	株式会社Walk 代表取締役 大森健一	高島市安曇川町西万木189-3花寿文化教室1F	訪問看護 介護予防訪問看護	令和1.8.1	2562290086